

## 徳島県情報公開審査会答申第175号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成28年9月30日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「阿南市〇〇町〇〇県道〇〇号の歩道に〇〇〇（以下「本件法人」という。）のカンバン出ているのを県がどのように指導したかわかる文章」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年10月13日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成28年11月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成29年3月8日（同月9日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び実施機関が行った口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

〇〇町〇〇県道〇〇号歩道に本件法人の看板が出ている文章があるはずである。現

在も看板が出ている。なぜ撤去させないのか。道路パトロールで、看板が道路上にはみ出している現状を確認していないのか。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び説明書を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

本件請求に係る公文書については、作成し、又は取得した事実はなく、不存在であるため条例第12条第3項に基づき公開請求を拒否したものである。

本件請求に係る公文書の作成等をしなかった理由は、次のとおりである。

本件請求にある県道〇〇号は、国土交通省によって、平成〇年度に国道から県道に移管されたものである。実施機関は、平成〇年〇月〇日に審査請求人から連絡を受け、同年〇月〇日に現場を確認したところ、道路区域の上空部において、本件法人の看板がはみ出していたが、通行に支障もなく、撤去を求める必要もなかったため、本件法人に対し道路占用許可申請書を提出するように口頭で指導した。その後、本件法人から道路占用許可申請書が提出されたので、文書による指導は行わず、文書の作成はしていない。

道路占用許可違反などの連絡を受けた場合は、現場を確認し、当該物件が不法占用状態にあれば、原因者に対し口頭による指導を行い自主的な改善を促すことを原則としており、原因者との連絡手段がない場合や、口頭指導で改善が期待できない場合に、文書による指導や法的措置の検討を行うことにしている。

なお、平成〇年〇月になり、県南部総合県民局県土整備部（阿南）において、道路占用許可申請書を再度確認していたところ、当該県道が国土交通省から県に移管される前の時代に、看板業者から道路占用許可申請書が提出され、占用許可を受けていたことが判明した。このため、改めて看板業者から本件法人へ譲渡手続きを行った。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件法人の看板が道路区域に出ていることについて、県がどのように指導をしたか分かる公文書が存在する旨主張していることから、当該公文書の存否について、以下検証する。

実施機関の説明によると、本件事案の看板については、通行に支障がないため、撤去を行う必要がなく、また、本件法人に対し道路占用許可申請書を提出するよう口頭で指導したところ、相当期間内に提出されたので、本件事案において文書は作成していないとのことである。

このような処理は、実施機関が道路管理上、通常行っている処理であるということで、本件事案において審査請求人が主張するような公文書を作成し、又は取得していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

よって、本件請求に係る公文書について文書不存在を理由として実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

なお、当該看板については、国道から県道に移管される前の時代に看板業者が道路占用許可を受けていたため、当該看板の道路占用は無許可ではなかったことが判明したが、このことは当審査会の結論に影響するものではない。

## 2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 1日	実施機関が、審査請求人からの口頭意見陳述
3月 8日	諮問（3月9日受付）
平成30年 3月27日	審議（第152回審査会）
5月31日	審議（第153回審査会）
7月 2日	審議（第154回審査会）

### 徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長

小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	